

入札監理小委員会における審議結果報告 書面による手続のデータエントリー業務

特許庁の書面によるデータエントリー業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

本業務は、公共サービス改革基本方針（平成 27 年 7 月 10 日）別表において、新規の事業として選定されたものであり、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」（以下、特例法という。）に基づき、申請者から提出された国内出願等の申請書面を特許庁が定める電子化規準に則り電子化し、特許庁の電子計算機に備えられたファイルに格納を行うものである。

民間競争入札の実施に当たり、業務の分割、複数年化（5 年間）、システムの開発・整備の準備期間の確保等により、複数の事業者が入札可能となる取組を促進。

なお、本事業は、平成 24 年度に市場化テストの対象事業となったものの、入札時点において、特例法に規定する登録情報処理機関への登録が要件となっていたことから、登録情報処理機関に登録している一般財団法人工業所有権電子化情報センター 1 者のみが入札可能となっており、登録していない他の事業者は入札への参加が難しい状況であった。

このことから、複数の事業者が入札可能となる入札環境の整備が必要であり、入札審査プロセスの見直し等を検討し、平成 27 年に官民競争入札等監理委員会公物管理等分科会にて特許庁の取組について論議・了承され、平成 28 年度からの市場化テストによる民間競争入札の実施を決定したところ。

2. 実施要項（案）の審議結果について

(1) 特許庁の取組について

【論点】

官民競争入札等監理委員会公物管理等分科会です承された特許庁の取組について対応がなされているか。

【対応】

特許庁の取組として、事業者からのヒアリング等を踏まえ、①特許権・実用新案権に係る手続きと意匠権・商標権に係る手続きに業務を分割することによって、事業者が受託しやすい業務単位に分割、②事業者が開発費用を十分に回収できるよう契約期間を単年から 5 年間の複数年契約に変更、③入札時点の要件である登録情報処理機関への登録（プログラム開発、システム機器の整備等）を契約後 1 年以内に登録情報処理機関への登録とするなど要件を緩和。

（資料 11-2-1：10～12 頁、資料 11-2-2：13、15 頁）

(2) 再委託について

【論点】

重要な書類を扱うことから、再委託先の事業者に対する制限等を設けるべきではないか。

【対応】

出願書類等を直接扱う業務については、再委託出来ないよう追記。

(資料 11-2-1 : 21、22 頁、資料 11-2-2 : 24 頁)

(3) 情報開示について

【論点】

新規事業者が業務を正確に把握するために現行の受託事業者が使用している機器、課金業務において電子化手数料を回収出来なかった件数を記載すべきではないか。

【対応】

現行の受託事業者が使用している機器の台数、電子化手数料の未収納件数を情報開示に記載。

(資料 11-2-1 : 50、52 頁、資料 11-2-2 : 53、55 頁)

3. パブリック・コメントの対応について

平成 27 年 10 月 8 日から 11 月 6 日まで実施されたパブリック・コメントについては 2 者から 4 件の意見が寄せられた。

受託事業者が業務終了後、業務で取得した個人情報及び機密情報の破棄に関する証明書の提出期限を特許庁と受託事業者が合意の上、定めた期限までに提出するよう実施要項（案）を修正した。

(資料 11-2-1 : 20 頁、資料 11-2-2 : 23 頁)

以 上